

鳥取市企業立地促進補助金＜所得向上メニュー＞
のご案内

先端設備導入計画認定企業の設備投資を
従業員の処遇改善を条件に強力に支援します！！

平成30年7月

鳥取市経済観光部 企業立地・支援課

(電話：0857-20-3223)

(目次)

1. 鳥取市企業立地促進補助金<所得拡大メニュー>について	
■ 1 制度の目的	P1
■ 2 制度概要	P1
■ 3 補助対象者	P1
■ 4 補助制度説明（補助要件、補助率、補助上限額、補助対象経費等）	P1
(1) 概要	P1
(2) 補助要件	P2
■ 5 補助制度スキーム	P2
■ 6 補助事業スケジュール表	P3
■ 7 補助金申請手続き	P5
■ 8 補助要件の詳細について	P5
■ 9 補助金活用例について	P9
(1) 事例設定	P9
(2) 鳥取市企業立地促進補助金 指定申請書 記載例	P10
(3) 鳥取市企業立地促進補助金 交付申請書 記載例	P13
(4) 補助事業に変更が生じた場合（変更申請について）	P18

1. 鳥取市企業立地促進補助金<所得拡大メニュー>について

■ 1 制度の目的

国の生産性向上特別措置法による国の先端設備等導入促進指針に基づき、鳥取市では先端設備等導入促進基本計画を作成し、国の同意を得ました。

鳥取市では市内で事業を行う中小製造業のよりいっそうの生産性向上に加え、市内で働く雇用者の所得向上も併せて推し進めるため、本基本計画に合致する先端設備等導入計画の認定を受けた事業者に対しての補助制度を創設いたします。

※先端設備等導入計画については、別途案内資料を参照してください。

■ 2 制度概要

市内で事業を行う中小製造業者が、認定を受けた先端設備等導入計画に従って導入する設備に対し、常用雇用者の所定内賃金の一定割合以上の向上を条件に強力に支援します。

補助制度の利用を希望される方は、以下をご確認のうえ、まずは鳥取市経済観光部 企業立地・支援課または商工団体等にご相談ください。

■ 3 補助対象者

先端設備等導入計画の認定を受け、鳥取市内の事業所で製品の製造に関わる先端設備等の設備投資を行う中小企業等（※中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業等です。中小企業等経営強化法上の中小企業等ではない点にご注意ください。）

■ 4 補助制度説明（補助要件、補助率、補助上限額、対象経費等）

（1）概要

補助対象業種	常用雇用者平均所定内賃金増加要件	常用雇用者に対する所定内賃金総額の1か月あたり平均値維持要件	投資額要件	補助内容	補助限度額
市内 中小 製造業	2.0%以上増	所定内賃金総額の1か月平均値が減っていないこと	1,500万円以上	投下固定資産額×1/4 指定日から事業完了までに支払った賃借料×10/10(最大15か月分)	2,500万円
	3.0%以上増			投下固定資産額×1/3 指定日から事業完了までに支払った賃借料×10/10(最大20か月分)	5,000万円
	5.0%以上増			投下固定資産額×1/2 指定日から事業完了までに支払った賃借料×10/10(最大25か月分)	7,500万円

<定義> 常用雇用者・・・週の所定労働時間が30時間以上者

所定内賃金・・・基本給、各種手当 ※所定時間外割増賃金、臨時給与、賞与除く。

投資額・・・投下固定資産額と賃借料(5年分)の和

投下固定資産額・固定資産税の課税対象となる償却資産の取得に要した額

賃借料・・・固定資産税の課税対象となる償却資産の賃借に要した額

(※契約期間が5年以上のものに限ります。)

(2) 補助要件

- ・先端設備等導入計画の認定を受けていること。

補助金の指定申請前に計画認定を受けている必要があります。

- ・投資額が1,500万円以上であること。

認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備投資に関する投下固定資産額または賃借料。(※土地は除く)

☆投下固定資産額・・・固定資産税の対象となる設備の取得費用

☆賃借料・・・取得した場合に固定資産税の対象となる設備に関する賃借料の『5年間分』

※賃借契約期間が5年以上のものに限る。

固定資産税特例措置の対象となるのは、設備メーカーがそれぞれ所属する工業会等による証明書の取得ができ、かつ、取得額が一定以上の先端設備等のみですが、**本補助金では、計画に記載のある製造設備とその設置のために必要となる建屋増設費・改修費も対象とします。**

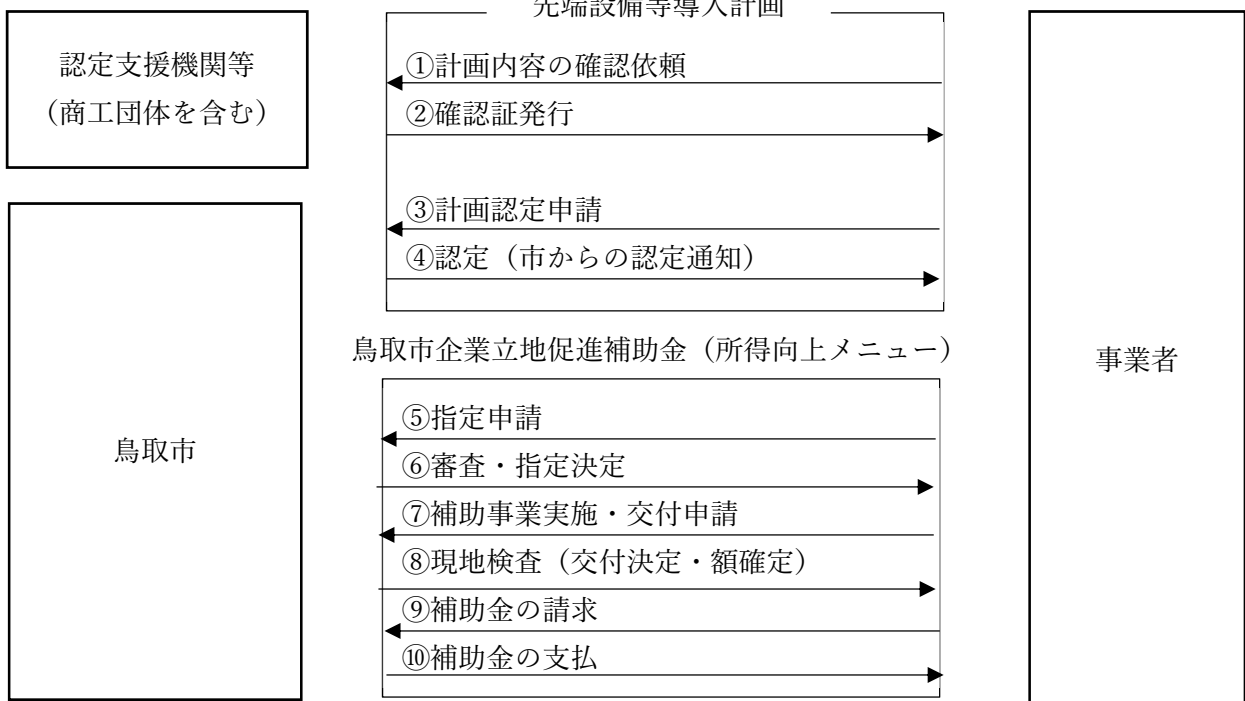
- ・常用雇用者平均所定内賃金が向上していること（詳細はP5～）

事業所内の**常用雇用者1人当たりの所定内賃金**について、**事業完了時点の直近に支給した給与を含め、前6カ月分を用いて1か月平均した額と前年同期間における額と比較した際に、一定割合向上していることを指します。**

- ・常用雇用者所定内賃金総額の維持がなされていること（詳細はP5～）

事業所内の**常用雇用者の所定内賃金の総額**について、**事業完了時点の直近に支給した給与を含め前6か月分を用いて算出した総額の1か月平均額と前年同期間における額と比較した際に、減額となっていないことを指します。**

■ 5 補助制度スキーム

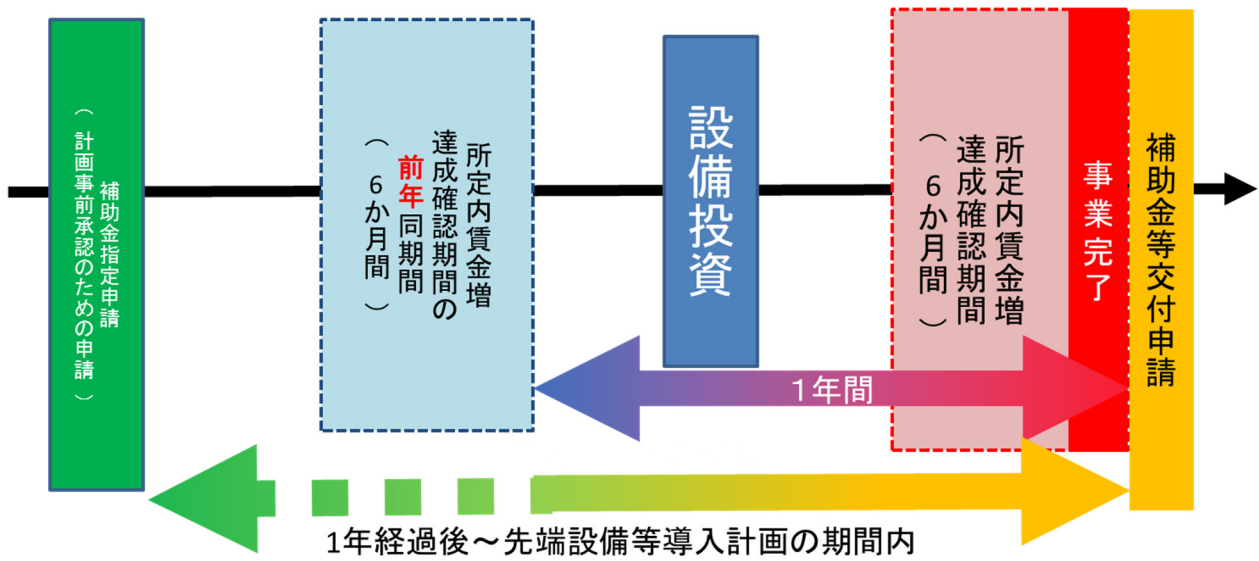


■ 6 補助事業スケジュール表

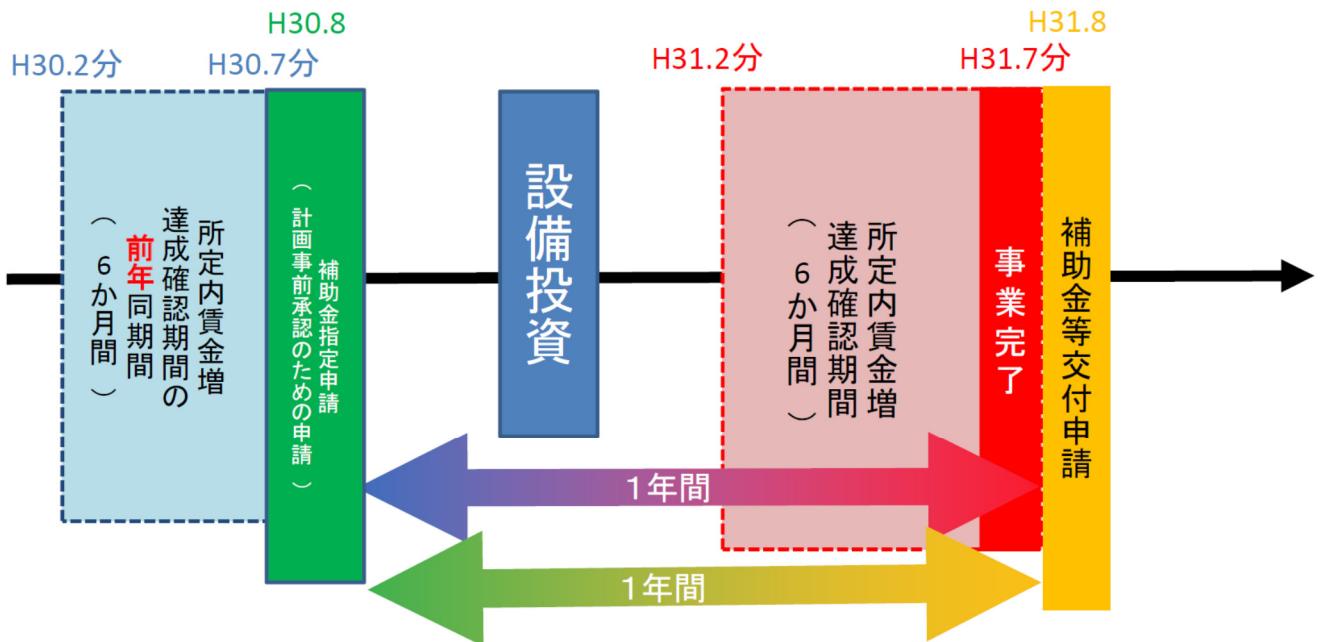
項 目	関係者	必要な時間	内 容
①先端設備等導入計画の作成	企業		国の同意を得て市が作成した基本計画に沿った、労働生産性年3%以上の向上が見込める計画を作成。 ※補助金の活用を見込んでいる場合は、補助対象としたい先端設備等について記載してください。 ※計画には建屋増築・改修についての記載はできませんので、補助金申請の際に建屋等について記載をいただくことになります。
②先端設備等導入計画について認定支援機関等に内容確認依頼	企業		市に計画認定申請する際に必要な計画の内容についての『確認書』の発行を受けてください。
③先端設備等導入計画申請	企業		市に計画認定申請をしてください。
④先端設備等導入計画認定	市	申請から 2週間程度 (最大30日)	内容確認し、問題がなければ計画認定します。
⑤補助対象企業指定申請	企業		補助対象企業としての指定を受けるため、鳥取市に指定申請をします。
⑥補助対象企業指定決定	市	申請から 2週間程度 (最大30日)	内容に不備がなければ、補助対象企業として指定決定されます。
⑦補助事業着手	企業		※指定決定以前に取得した設備等は補助対象となりません。
⑧補助金交付申請 (兼 実績報告)	企業	補助対象企業指定決定日から1年経過かつ先端設備等導入計画の期間内	設備投資についての支払完了、常用雇用の所定内賃金の向上完了後、規定の期間内に実績報告を兼ねた補助金交付申請を行ってください。
⑨現地検査	市	交付申請受理後 速やかに	支払証拠書類の原本確認、所定内賃金の向上確認のため賃金台帳の原本確認。補助対象設備の現物確認を行います。
⑩交付決定通知 (兼 額確定通知)	市	現地検査から 2週間程度	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。
⑪補助金支払	市	交付決定から 3週間程度	補助金の精算払いを行います。

補助事業スケジュール感（前ページの⑤～⑪）

・基本パターン



・最短パターン



■ 7 補助金申請手続き

- ・補助金活用についての検討・申請書作成にあたっては、商工団体等のサポートを受けることをおすすめいたします。

補助金受付期間：随時

申請様式：市ホームページに掲載（URL表示）

提出先：鳥取市経済観光部 企業立地・支援課

■ 8 補助要件の詳細について

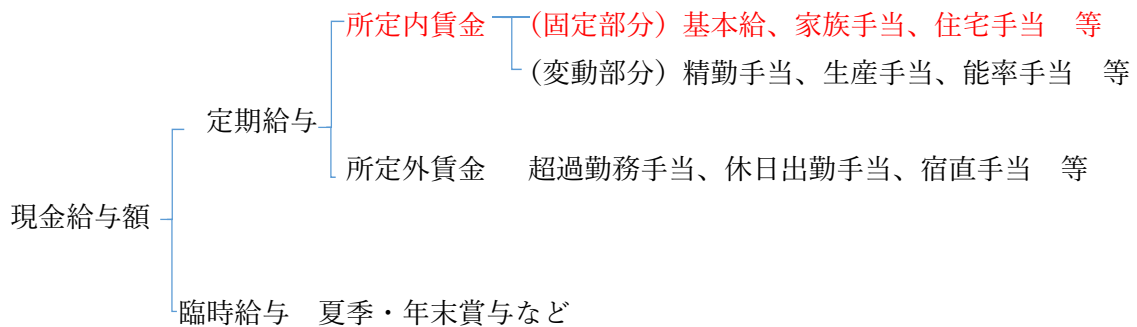
4つの補助要件のうち、

- ・常用雇用者平均所定内賃金が増加していること
- ・常用雇用者所定内賃金総額の維持がなされていること

については、詳細及び例外的扱いについての説明をしていきます。

まず、所定内賃金について定義を確認します。

<賃金分類表>



※本補助金上の所定内賃金は上記の『固定部分』とします。

本補助金では、事業所における常用雇用者に対する所定内賃金の増加を要件としているため、時間外手当や賞与等の一時金の増では要件達成となりません。

所定内賃金の増加要件を達成するためには、

先端設備等の導入により、生産性を向上させることで

①利益を増加させ、従業員の所定内賃金の向上に反映させる。

②時間外労働を削減し、削減された超過勤務手当分を所定内賃金の向上に充てる。

等が考えられますが、いずれにせよ現状よりもより稼ぐ（売上を増やす・付加価値額を増やす）ことができる体制づくりが必要です。

※先端設備等導入計画の認定を要件としているのは、労働生産性を年率3%以上向上できる企業でなければ、所定内賃金の増加に取り組むことは難しいと考えるためです。

<事例②（退職者0名、新規採用者が2名あった場合）>

所定内賃金増の確認期間の『前年同一期間』				所定内賃金増の確認期間			
時期	常用 雇用者	1人当たりの 所定内賃金	総額	時期	常用 雇用者	1人当たりの 所定内賃金	総額
1年5か月前	30人	200,000円	6,000,000円	5か月前	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)
1年4か月前	30人	200,000円	6,000,000円	4か月前	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)
1年3か月前	30人	200,000円	6,000,000円	3か月前	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)
1年2か月前	30人	200,000円	6,000,000円	2か月前	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)
1年1か月前	30人	200,000円	6,000,000円	1か月前	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)
事業完了 直近の1年前	30人	200,000円	6,000,000円	事業完了 直近	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)
平均	30人	200,000円	6,000,000円	平均	32人 (30人)	203,500円 (204,000円)	6,512,000円 (6,120,000円)

・常用雇用者平均所定内賃金の増加確認について

事例②の場合： 確認期間における1人当たりの所定内賃金 203,500円

確認期間の前年同一期間における1人当たりの所定内賃金 200,000円

増加率 $(203,500円 - 200,000円) / 200,000円 \times 100 = 1.75\%$ **NG**

従来から在籍している常用雇用者の所定内賃金の2%増を行ったにも関わらず、新規雇用者2名の所定内賃金を算入してしまうと、1.75%の増加となってしまいます。そのため、**常用雇用者数が確認期間の前年と比較して増加している場合においては、増加した人数まで（事例②の場合2名まで）算入除外することが『できる』こととします。**※1 除外対象は新規雇用者に限ります。※2 除外することで不利になる場合は、除外する必要はありません。

事例②において新規雇用者2名を算入除外した場合：

確認期間における1人当たりの所定内賃金 204,000円

確認期間の前年同一期間における1人当たりの所定内賃金 200,000円

増加率 $(204,000円 - 200,000円) / 200,000円 \times 100 = 2.0\%$ **O.K**

・常用雇用者所定内賃金総額の維持の確認について

所定内賃金の増加確認において算入除外をした者は総額維持確認においても除外します。

事例②において新規雇用者2名を算入除外した場合：

所定内賃金総額の平均額 6,120,000円 > 前年同一期間の所定内賃金総額の平均額 6,000,000円

O.K

<事例③（退職者2名、新規採用者が0名だった場合）>

所定内賃金増の確認期間の『前年同一期間』				所定内賃金増の確認期間			
時期	常用 雇用者	1人当たりの 所定内賃金	総額	時期	常用 雇用者	1人当たりの 所定内賃金	総額
1年5か月前	30人	200,000円	6,000,000円	5か月前	28人	204,000円	5,712,000円
1年4か月前	30人	200,000円	6,000,000円	4か月前	28人	204,000円	5,712,000円
1年3か月前	30人	200,000円	6,000,000円	3か月前	28人	204,000円	5,712,000円
1年2か月前	30人	200,000円	6,000,000円	2か月前	28人	204,000円	5,712,000円
1年1か月前	30人	200,000円	6,000,000円	1か月前	28人	204,000円	5,712,000円
事業完了 直近の1年前	30人	200,000円	6,000,000円	事業完了 直近	28人	204,000円	5,712,000円
平均	30人	200,000円	6,000,000円	平均	28人	204,000円	5,712,000円

・常用雇用者平均所定内賃金の増加確認について

事例③の場合： 確認期間における1人当たりの所定内賃金 204,000円
 確認期間の前年同一期間における1人当たりの所定内賃金 200,000円
 増加率 $(204,000円 - 200,000円) / 200,000円 \times 100 = 2.0\%$ O.K

・常用雇用者所定内賃金総額の維持の確認について

事例③の場合

所定内賃金総額の平均額 5,712,000円 < 前年同一期間の所定内賃金総額の平均額 6,000,000円 NG
 288,000円総額が減少しており、このままでは補助要件達成となりません。

常用雇用者数の維持については、定年退職者や人口減少による外的要因の排除ができず、企業の努力では防ぎようがない場合もあると思われます。

そのため、本制度では、常用雇用者数の減により総額が維持できない場合において、事業完了から前一年間における常用雇用者に対しての教育訓練費を算入することができると規定します。

※ここでいう教育訓練費は中小企業大学校等、要綱 別表2 備考欄に記載がある機関の訓練・研修及び費用とします。(会社が支払った経費のみ。社員自己負担分は除きます。)

中小企業大学校での研修に述べ4名参加させた・・・受講料 25,000円 $\times 4 = 100,000$ 円
 鳥取職業能力開発促進センターのオーダーメイド職業訓練を受けた・・・訓練費用 200,000円
 これらを所定内賃金総額の平均額に加算すると
 5,712,000円 + 300,000円 = 6,012,000円 > 6,000,000円となり、

総額維持要件を満たすこととなります。

<例外規定まとめ>

常用雇用者が増えた場合・・・増加した新規雇用者分の所定内賃金を算入除外することができる。

常用雇用者が減った場合・・・所定内賃金総額の平均額に過去1年分の教育訓練費を加算できる。

■ 9 補助金活用例について

(1) 事例設定：金属加工業を営む中小企業が先端設備等導入計画認定を受け設備投資を行い、その1年後から所定内賃金を向上させる計画を補助事業として申請する。

・認定を受けた先端設備等導入計画における先端設備等の内容

4 先端設備等導入の内容				
(3) 先端設備等の種類及び導入時期				
	設備名/型式	導入時期	所在地	
1	NC 旋盤/AAA-0123	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	
2	三次元測定器/XYZ99	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	
3	生産管理システム /ABC55Ⅱ	31年4月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	
4		年 月		
5		年 月		

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書 番号
1	機械装置	20,000	1	20,000	123456
2	器具備品	10,000	1	10,000	H30-0015
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	2018-1001
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		3	35,000

・補助事業における補助対象経費

①上記計画における投資額：投下固定資産額+賃借料（5年分）

=NC 旋盤取得費 20,000 千円+三次元測定器取得費 10,000 千円=30,000 千円

※ソフトウェアは無形固定資産であり、固定資産税対象外のため補助対象外です。

②計画に記載できない建屋取得費用（NC 旋盤と三次元測定器を置く建屋の改修が必要となった）

投資額：建屋改修費用 10,000 千円

補助事業における補助対象経費=①+②=40,000 千円

・常用雇用者に対する所定内賃金の向上の予定

常用雇用者30人 事業期間での増減は想定していない。

所定内賃金：平均 200,000 円/月⇒平均 204,000 円以上/月（2.0%以上）

実施タイミング：設備投資から1年後（指定申請から1年半後）

(2) 鳥取市企業立地促進補助金 指定申請書 記載例

補助対象企業としての指定を受けるための申請書 (指定申請書)

※申請者記載部分は赤字としています。

様式第1号 (第4条関係)

平成30年8月1日

鳥取市長 深澤 義彦 様

所 在 鳥取県鳥取市〇〇1-2-3
 企 業 名 〇〇製作所
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定申請書

補助対象企業の指定を受けたいので、鳥取市企業立地促進要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 計画概要

(1) 工場等立地所在地 鳥取県鳥取市〇〇1-2-3

(2) 事業区分 (業種・補助要件の区分詳細は記入、その他は該当部分に○)

業種 (産業分類大分類 等)	会社規模	新規設の別 (既存事業所等が市内にある場合は増設)
製造業	大企業・中小企業等	新設 ・ 増設

事業計画についての法律 に基づく認定の有無	補助要件の区分選択	補助要件の区分詳細 (雇用増・所定内賃金増要件の詳細)
有 (先端設備等導入計画) ・ 無	雇用増・所定内賃金増	所定内賃金 2.0%以上向上

(3) 投下固定資産額

区 分	数 量	単 価	金 額	摘 要
土 地				
建 物	一式	—	10,000 千円	
機械装置	2	—	30,000 千円	
その他の償却資産				
計			40,000 千円	

(4) 初年度賃借料 (契約期間が5年以上のものに限る)

区 分	数 量	金 額	契 約 期 間
		千円	
計			

(5) 雇用者数

区 分	立地前 (A)	立地後 (B)	増減 (B-A)	摘 要
常用雇用者数	計	30 (20) 人	30 (20) 人	0 (0) 人
	うち県内	30 (20) 人	30 (20) 人	0 (0) 人
	うち市内	20 (15) 人	20 (15) 人	0 (0) 人

※ () 内はうち正規雇用者数

(6) 補助事業完了予定年月日

補助事業完了予定年月日	平成32年 5月 1日
-------------	-------------

2 添付書類

(1)工場等の概要を明らかにした書類及び図面 (2)定款及び登記事項証明書 (3)決算書(最新決算年度分) (4)市税等納付状況確認同意書 (増設の場合) (5)労働者名簿の写し (増設の場合) (6)雇用保険事業所別被保険者台帳 (7)その他市長が必要と認める書類

鳥取市企業立地促進補助金のどのメニューを活用するか記載する欄となります。

この例は、『先端設備等導入計画』に沿った『製造に関する分野の設備投資』で『常用雇用者の所定内賃金の2.0%以上向上』を目指す計画なので、このような記載となります。

補助対象経費についての記載欄です。

事例設定のとおり、先端設備等導入計画に記載の投下固定資産と、計画に記載できないが必要となる建屋改修費用を記載します。

リース物件(設備に限る)がある場合は、(4)初年度賃借料の欄にも記載してください。

本制度上の常用雇用者の定義は週30時間以上勤務者です。そのうち『雇用期間の定めがない者』については正規雇用者となります。

本事例では、常用雇用者数については維持する計画のため、このような記載となります。

・④市税等納付状況確認同意書

補助対象企業として指定を受けるには、市税等の滞納がないことが条件となります。

※様式指定があります。以下に記載例を示します。

様式1号の2 (第4条、第10条関係)

平成30年8月1日

鳥取市長 様

申請者
所 在 鳥取県鳥取市〇〇1-2-3
企 業 名 〇〇製作所
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市企業立地促進補助金の申請に伴い、当社の市税等（市税・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

・⑤労働者名簿の写し

(6)の雇用保険事業所別被保険者台帳と一致するように労働者名簿を作成してください。必要な情報は、**労働者氏名(ヨミガナ)・性別・生年月日・雇入れ日・住所・週30時間以上勤務の有無・雇用期間の定めの有無**です。参考例を以下に示します。

株式会社●● 従業員名簿 平成28年●●月●●日時点

NO.	氏名	ヨミガナ	性別	生年月日	雇入年月日	住所	正規雇用	週30時間以上勤務	備考
1	鳥取 太郎	トリ タロウ	男	昭和55年5月1日	平成20年4月1日	鳥取県鳥取市尚徳町116番地	○	○	
2	鳥取 次郎	トリ ジロウ	男	昭和58年8月5日	平成23年4月1日	鳥取県鳥取市尚徳町116番地	○	○	
3	鳥取 三郎	トリ サブロウ	男	昭和60年7月25日	平成25年9月1日	鳥取県鳥取市上魚町39番地		○	

生年月日・雇入年月日・性別
ハローワークで取得していただく雇用保険被保険者台帳と突き合わせて、従業員であることの確認をいたします。

【住所】
申請書の鳥取市内・鳥取県内の人数確認用です。

【正規雇用】
申請書の正規雇用の人数確認用です。

【常用雇用】
週30時間以上勤務の方を常用雇用者としています。人数の確認用です。

・⑥雇用保険事業所別被保険者台帳

ハローワークで取得してください。

※労働者名簿と基準日が一致するようにしてください。

・⑦その他市長が必要と認める書類

先端設備等導入計画の認定書写し・計画申請書の写しを添付してください。

(3) 鳥取市企業立地促進補助金 交付申請書 記載例

事業完了後に補助金の交付を受けるための申請書（補助金等交付申請書）

本補助金は指定決定から1年経過後かつ先端設備等導入計画の期間内に交付申請をする必要があります。

指定決定が平成30年8月10日・先端設備等導入計画が平成33年7月までの期間と仮定すると、交付申請ができるのは、平成31年8月10日～平成33年7月31日の期間となります。

本事例では、『目標どおり所定内賃金の平均を204,000円に向上させたが、意図せず常用雇用者（市内在住の正規雇用者）が1人減となった場合』の交付申請について記載します。

補助金交付申請様式を以下に記載します。

様式第1号(第4条関係)	
平成32年5月1日	
鳥取市長 深澤義彦様	
申請人	所 在 鳥取県鳥取市〇〇1-2-3
	企業名 〇〇製作所
	代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
補 助 金 等 交 付 申 請 書	
平成32年度において、下記のとおり、鳥取市企業立地促進補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。	
記	
1 補助事業等の名称	鳥取市企業立地促進補助金
2 補助金交付申請額	10,000,000円
3 添付書類	
(1)	工場等の概要を明らかにした書類
(2)	投資額を証する書類
(3)	市税等納付状況確認同意書
(4)	労働者名簿及び就業規則
(5)	雇用保険事業所別被保険者台帳
(6)	事業開始後に雇用した常用雇用者の労働条件通知書又はこれに準ずるもの
(7)	所定内賃金向上要件を達成したことが確認できる賃金台帳の写し (所定内賃金の向上が要件となっている場合のみ)
(8)	鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書又は鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定変更通知書の写し

補助金等交付申請書の添付書類について

記載の添付書類については次のとおりです。

・① 工場等の概要を明らかにした書類

様式指定があります。記載例を以下に示します。

様式第6号（第10条関係）

企業立地事業概要書

1 交付申請額 **10,000,000円**

2 新規立地の概要

(1) 工場等立地所在地

(2) 事業区分（業種・補助要件の区分詳細は記入、その他は該当部分に○）

業種 (産業分類大分類 等)	会社規模	新規設の別 (既存事業所等が市内にある場合は増設)
製造業	大企業・ 中小企業等	新設 ・ 増設

事業計画についての法律に基づく認定の有無	補助要件の区分選択	補助要件の区分詳細 (雇用増・所定内賃金増要件の詳細)
有 (先端設備等導入計画)・無	雇用増 所定内賃金増	所定内賃金 2.0%以上向上

(3) 投下固定資産額

区分	数量	単価	金額	摘要
土地				
建物	一式		10,000千円	
機械装置	2台		30,000千円	
その他の償却資産				
計			40,000千円	

(4) 賃借料

区分	数量	金額	契約期間
		千円	

(5) 雇用者数

区分	立地前 (A)	立地後 (B)	増減 (B-A)	摘要
常用雇用者数				
計	30 (20) 人	29 (19) 人	-1 (-1) 人	
うち県内	30 (20) 人	29 (19) 人	-1 (-1) 人	
うち市内	20 (15) 人	19 (14) 人	-1 (-1) 人	

※ () 内はうち正規雇用者数

(6) 所定内賃金について（所定内賃金の増加が要件となっている場合のみ）

所定内賃金平均額	向上前	向上後	増加率
	200,000円	204,000円	2.0%
所定内賃金総額	向上前	向上後	差額
	6,000,000円	6,120,000円	120,000円

3 添付書類

- 工場等の概要を明らかにした書類
- 投資額を証する書類
- 市税等納付状況確認同意書
- 労働者名簿及び就業規則の写し
- 公共職業安定所が発行する照会区分が取得中の事業所別被保険者台帳
- 事業開始後に新たに雇用した常用雇用者の労働条件通知書又はこれに準ずるもの
- 所定内賃金向上要件を達成したことが確認できる賃金台帳の写し
(所定内賃金の向上が要件となっている場合のみ)
- 鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写し
- 鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定変更通知書の写し
(第6条第2項による通知を受けた場合に限る。)
- その他市長が必要と認める書類

補助対象経費についての記載欄です。

事例設定のとおり、先端設備等導入計画に記載の投下固定資産と、計画に記載できないが必要となる建屋改修費用を記載します。

リース物件(設備に限る)がある場合は、(4) 初年度賃借料の欄にも記載してください。

常用雇用者に対する所定内賃金について、向上前と向上後の数値を記載してください。

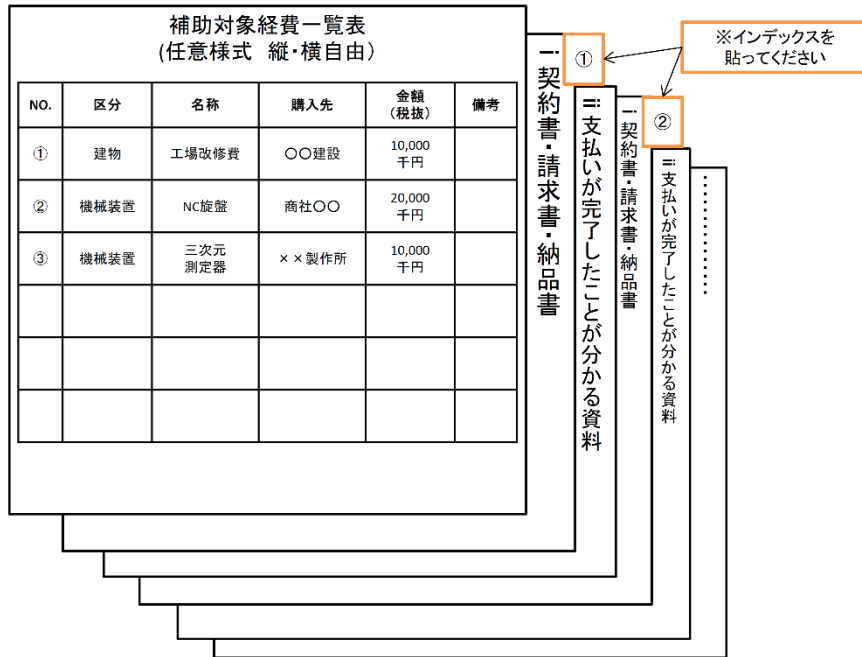
この数値については、添付書類(7)で確認します。

② 投資額を証する書類

指定様式はありませんが、次に示すような形で整理してください。

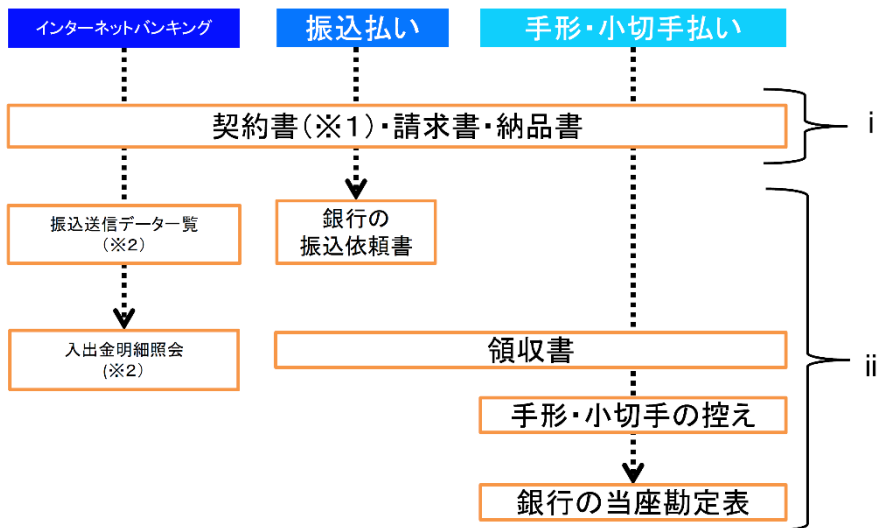
☆支払証拠書類等の整理

数多くの支払証拠書類等をスムーズに確認するため、次のような形で書類をまとめてください。



★支払証拠書類等の区分について

支払い方法に応じた、前項 i・ii の区分は以下のとおり(写しを提出してください)



備考 ※1: 存在しない場合は省略可

※2: インターネットバンキングでは手続き後、一定期間経過でデータが見れなくなることがあります。随時、印刷するようにしてください。印刷し損ねた場合は、銀行当座勘定表等で代用してください。

※手形・小切手払いの場合は実際に口座からの資金異動がなされたタイミングが支払完了となります。事業完了=支払完了・所得向上完了のため、手形・小切手払いの場合はご注意ください。

③ 市税等納付状況確認同意書

指定申請時の書式と同様のものです。

④ 労働者名簿及び就業規則

労働者名簿：指定申請時と同様に作成してください。

就業規則：写しを添付してください。

⑤ 雇用保険事業所別被保険者台帳

ハローワークで所得してください。

⑥ 事業開始後に雇用した常用雇用者の労働条件通知書又はこれに準ずるもの

事業開始後に常用雇用者の新規採用があった場合、写しを添付してください。

⑦ 所定内賃金向上要件を達成したことが確認できる書類

(所定内賃金の向上が要件となっている場合のみ)

1) 自社で使用している給与管理システムより、常用雇用者の賃金台帳の写しを提出してください。必要な期間は、交付申請の直前に支給した給与を含め前6か月分とその1年前の同期間分です。

2) 賃金台帳における所定内賃金を抜き出し、『所定内賃金報告』を作成してください。給与管理システムからデータをCSVやExcel形式にエクスポートして編集すると作業が早いと思います。以下労働局が示す賃金台帳ですが、この台帳における黄色着色部分を抜き出し、所定内賃金確認書を作成していきます。

様式第20号（第55条）

賃 金 台 帳	賃金計算期間	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	氏名	
	労働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
	労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間		
	休日労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間		
	早出残業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間		
	深夜労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間		
	基本賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		性別
	所定時間外割増賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
小計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	所属		
非課税分賃金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
臨時の給与	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
賞与	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
合計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
健康保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
厚生年金・保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
雇用保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
小計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
差引残	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		職名	
所得税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
小計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
実物給与	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

(常時使用されるもの)

鳥取市企業立地促進補助金 所定内賃金報告

◆前年同期の実績

No.	氏名	平成30年11月 支払額	平成30年12月 支払額	平成31年1月 支払額	平成31年2月 支払額	平成31年3月 支払額	平成31年4月 支払額	合計額	1か月平均
1	NO.1	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
2	NO.2	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
3	NO.3	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
4	NO.4	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
5	NO.5	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
6	NO.6	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
7	NO.7	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
8	NO.8	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
9	NO.9	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
10	NO.10	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
11	NO.11	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
12	NO.12	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
13	NO.13	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
14	NO.14	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
15	NO.15	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
16	NO.16	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
17	NO.17	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
18	NO.18	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
19	NO.19	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
20	NO.20	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
21	NO.21	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
22	NO.22	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
23	NO.23	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
24	NO.24	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
25	NO.25	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
26	NO.26	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
27	NO.27	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
28	NO.28	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
29	NO.29	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
30	NO.30	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000	200,000
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
合計		6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000		

※支払額の欄には、所定内賃金の金額を記入してください(一時金や時間外手当等は対象外)。平均所定内賃金 200,000
 ※必要に応じてセルの追加をしてください。所定内賃金総額の1か月平均 6,000,000

◆事業完了時から遡りして6ヶ月

No.	氏名	平成31年11月 支払額	平成31年12月 支払額	平成32年1月 支払額	平成32年2月 支払額	平成32年3月 支払額	平成32年4月 支払額	合計額	1か月平均
1	NO.1	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
2	NO.2	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
3	NO.3	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
4	NO.4	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
5	NO.5	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
6	NO.6	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
7	NO.7	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
8	NO.8	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
9	NO.9	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
10	NO.10	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
11	NO.11	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
12	NO.12	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
13	NO.13	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
14	NO.14	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
15	NO.15	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
16	NO.16	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
17	NO.17	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
18	NO.18	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
19	NO.19	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
20	NO.20	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
21	NO.21	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
22	NO.22	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
23	NO.23	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
24	NO.24	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
25	NO.25	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
26	NO.26	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
27	NO.27	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
28	NO.28	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
29	NO.29	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	204,000	1,224,000	204,000
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
合計		5,916,000	5,916,000	5,916,000	5,916,000	5,916,000	5,916,000		

※支払額の欄には、所定内賃金の金額を記入してください(一時金や時間外手当等は対象外)。平均所定内賃金 204,000
 ※必要に応じてセルの追加をしてください。所定内賃金総額の1か月平均 5,916,000

上記について、事実と相違がないことを証明いたします。

所 在 印
 企業名
 代表者名

事業完了から遡りして1年間の教育訓練費 204,000
 所定内賃金総額増減(教育訓練費含む) 120,000

なお、本事例の場合、常用雇用者が1人減少しています。所定内賃金総額の特例のため、交付申請1年前から交付申請時点において常用雇用者に受講させた教育訓練費についてのパンフレット・請求書・領収書をここに添付します。

⑧ 鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書又は鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定変更通知書の写し

指定決定時に通知した通知書の写しを添付してください。

※指定変更通知書は変更申請をした場合のみ添付してください。

(4) 補助事業に変更が生じた場合(変更申請について)

補助事業に変更が生じた場合は変更申請の手続きが必要となります。

以下の要件に該当した場合変更申請を行ってください。

1) 投資額に2割以上の増減があった場合

設備を追加したい・予定を変更で導入をあきらめる設備が出てきたなどの理由により、投資額に2割以上の増減が生じた場合は変更申請をしてください。

※投資額の原因が先端設備等の増の場合、先端設備等導入計画の変更申請が先に必要です。そのため、設備取得後の変更はできません。導入前に変更手続きをしてください。

2) 所定内賃金向上の区分を変更する場合(難易度を下げる方向のみ)

所定内賃金向上を3.0%以上行う区分で申請していたが、計画を実施したところ2.0%程度の向上が現実的であると判明した場合は、区分変更のため変更申請を行ってください。

※補助率が上がる区分変更(2.0%以上向上⇒3.0%以上向上)は補助金予算の手配の観点から対応することができません。そのため、本制度では難易度を上げる区分変更はできないものとして運用します。

変更申請が必要な事項に該当した場合、早めに相談してください。様式等はその際にご案内します。